様式第14号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

かすみがうら市長　　　　　　　印

事業不許可決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった土砂等による土地の埋立てについては、不許可の決定をしましたので、かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第７条の規定により通知します。

不許可の理由

１　審査請求について

　　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、かすみがうら市長に対して審査請求をすることができます。

　　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。

　　ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。